

みやま市国民健康保険被保険者の皆さまへ

健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)

8月1日からの国民健康保険証は簡易書留でお届けします

国民健康保険の保険証を8月1日に更新します。新しい保険証(うす緑色)は、7月末までに簡易書留(世帯主あて)で郵送します。保険証が届きましたら、記載内容をご確認ください。

なお、現在お持ちの保険証(桃色)は、8月以降に各自で処分してください。

▼保険証が届いた後に記載内容に変更が生じたときは、手続きが必要になります。手続きに必要なものなど、詳しくは問い合わせください。

▼保険証は7月中旬頃から、各世帯に届き始めます。保険証が届かない場合、8月2日までは、大牟田郵便局(TEL0570・943・660、午前8時～午後6時)、8月3日からは市役所国保年金係(TEL64・1529)にお尋ねください。

8月からの被保険者証は簡易書留でお届けします【後期高齢者医療】

健康づくり課 医療係 (Tel64-1527)

8月からの後期高齢者医療「被保険者証」が新しくなります

現在の被保険者証(うすむらさき色)の有効期限は7月31日です。

8月1日から使用できる被保険者証(水色)を7月下旬に簡易書留で郵送します。

ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口で受け取っていただくことがあります。

8月1日以降に医療機関で受診するときは、新しい被保険者証(水色)を提示してください。

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの自己負担割合を判定します。

※7月27日以降、被保険者証が届かない人は、8月2日までは大牟田郵便局(TEL0570・943・660、午前8時～午後6時)へ、8月3日以降は市役所健康づくり課医療係へ問い合わせください。



8月は各種限度額認定証の更新月です【国民健康保険】

健康づくり課 国保年金係 (Tel64-1529)

各種限度額認定証をお持ちの人へ

認定証の有効期限は7月31日(金)までです。例年、8月から申請を受け付けておりましたが、混雑を緩和するため、令和2年度は、認定証の更新を7月1日(水)から受け付けます。

引き続き必要な人は申請をしてください。

※国保税に未納がある場合、交付できない場合があります。

70歳以上の人について

市県民税非課税世帯の人が認定証の交付対象となります。また、課税世帯でも、現役並みI・IIに該当する場合は対象となります。

対象となる認定証

- ▼限度額適用認定証
- ▼標準負担額減額認定証
- ▼限度額適用・標準負担額減額認定証

受付開始日

7月1日(水)

(認定証の発効期日は8月1日です)

申請場所

- ▼健康づくり課 国保年金係
- ▼山川支所 市民サービス係
- ▼高田支所 市民サービス係

必要書類

- ▼国民健康保険被保険者証
- ▼世帯主の印鑑
- ▼世帯主および対象者のマイナンバーがわかるもの
- ▼来庁者の本人確認書類(免許証など)
- ▼現在お持ちの各種認定証
- ▼長期入院の人は過去1年間のうち91日以上入院日数を証明できるもの(領収書など)

後期高齢者医療「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新は8月です

限度額適用・標準負担額減額認定証や限度額適用認定証の有効期限は、7月31日です。

これらの認定証をすでに持っている人で、令和2年度も同じように認定証を発行できる条件の人には、8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に普通郵便で郵送します。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証とは

世帯全員が市県民税非課税に該当する人が、あらかじめ医療機関窓口で提示すると、医療費の自己負担限度額や、入院時の食費・居住費の負担が軽減されます。

▼限度額適用認定証とは

負担割合が3割となる人の中で、所得が一定額未満の人が、あらかじめ医療機関窓口で提示すると、入院または高額な外来診療を受ける際にかかった医療費の自己負担が限度額までとなります。

※新たに認定証の交付を希望する場合は、申請が必要になります。

申請場所

- ▼健康づくり課 医療係
- ▼山川支所 市民サービス係
- ▼高田支所 市民サービス係

申請に必要なもの

- ▼被保険者証・被保険者のマイナンバーがわかるもの・来庁者の印鑑・来庁者の写真付本人確認書類(免許証など)
- ※非課税証明書など、収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。

保険料率が改定されます

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に一度改定されることになっていきます。

令和2年度および令和3年度の保険料率が決まりましたので、お知らせします。

後期高齢者医療制度の保険料は、県内一律の基準で算定し、医療給付費の1割を被保険者全員で負担しています。

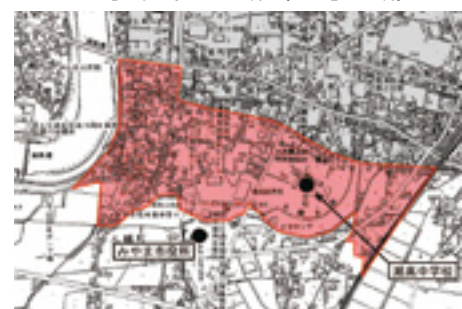
保険料は、被保険者ごとに計算され、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額などに応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

保険料額の詳細は、7月に送付予定の「令和2年度後期高齢者医療保険料決定通知書」に記載しますので、ご確認ください。

公共下水道事業計画区域等変更の告示・縦覧を行います

上下水道課 下水道係 (Tel64-1533)

事業計画区域(認可区域)



公共下水道事業計画区域(認可区域)等変更(案)の告示と縦覧を行います。

事業計画区域(認可区域)

- ▼変更前 1119・2(㎡)
- ▼変更後 1153・4(㎡)
- (拡張区域34・2(㎡))

整備期間

- ▼変更前 平成12年度～平成32年度
- ▼変更後 平成12年度～令和7年度

告示日

7月3日(金)

縦覧期間

7月3日(金)～16日(木)

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日除く)

閲覧場所

上下水道課(市役所本庁西館3階)

後期高齢者医療保険料率の変更内容

	平成30・31年度	令和2・3年度	増減
均等割額	56,085円	55,687円	398円減
所得割額	10.83%	10.77%	0.06ポイント減
賦課限度額	62万円	64万円	2万円増

保険料額の算定方式(令和2・3年度)

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(10円未満切り捨て) 55,687円 + [総所得金額等* - 33万円] × 10.77% (所得割率)

※「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

▼保険料の減免制度について

災害や失業などで保険料の納付が困難となった場合は、申請により減免できる場合があります。ですので、医療係へ問い合わせください。